

平成27年度版  
第9章 佐伯市水防計画  
(資料編)



佐 伯 市

## 第1章 関係資料

第1章 「総則」に記載する関係法令は次によるものとする。

### 水 防 法 (昭和二十四年六月四日法律第九十三号)

— 最終改正：平成二六年一一月一九日法律第一〇九号 —

(定義)

**第二条** この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

**2** この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

**3** この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）**第九条**に規定する消防の機関をいう。

### 消防組織法 (昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号)

最終改正：平成二五年六月十四日法律第四十四号

(消防機関)

**第九条** 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

**4** この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては、消防団の長をいう。

**5** この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第六十七号）**第七条**（同法**第百条**第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。**第七条**第三項において同じ。）及び同法**第九条**第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）**第二百五十二条**の十九第一項の指定都市の長が河川法**第九条**第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法**第四条**第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

**6** この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

**7** この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

(指定水防管理団体)

**第四条** 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

**第五条** 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。
- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(国の機関が行う洪水予報)

**第十条** 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあっては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(水位の通報及び公表)

**第十二条** 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であって洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知)

**第十三条** 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。次項において同じ。)で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位(警戒水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。)を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(浸水想定区域)

**第十四条** 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、当該河川の洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(水防警報)

**第十六条** 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河

川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）

最終改正：平成一九年三月三十一日法律第二一号

（市町村災害対策本部）

**第二十三条の二** 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
  - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
  - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第七項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(水防団及び消防機関の出動)

**第十七条** 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

## 第2章 関係資料

第2章 「水防組織」に記載する関係法令は次によるものとする。

### 気象業務法施行令（昭和二十七年十一月二十九日政令第四百七十一号）

最終改正：平成二五年八月二六日政令第二四一号

（一般の利用に適合する予報及び警報）

**第四条** 法第十三条の規定による一般の利用に適合する予報及び警報は、定時又は随時に、次の表の区分に従い、国土交通省令で定める予報区を対象として行うものとする。

【警報のみ抜粋】

種 類	内 容
気 象 警 報	暴風雨、暴風雪、大雨、大雪等に関する警報
地 震 動 警 報	地震動に関する警報
火 山 現 象 警 報	噴火、降灰等に関する警報
地 面 現 象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等の地面現象に関する警報
津 波 警 報	津波に関する警報
高 潮 警 報	台風等による海面の異常上昇に関する警報
波 浪 警 報	風浪、うねり等に関する警報
浸 水 警 報	浸水に関する警報
洪 水 警 報	洪水に関する警報

### 消防組織法（昭和二十二年十二月二十三日法律第二百二十六号）

最終改正：平成二五年一月二九日法律第八八号

（消防の任務）

**第一条** 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

## 第3章 関係資料

第3章 「水防体制」に記載する関係法令は次によるものとする。

### 気象業務法（昭和二十七年六月二日法律第百六十五号）

最終改正：平成二五年五月三日法律第二三号

**第十四条の二** 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 4 第十三条第三項の規定は、前三項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。
- 5 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

（応援）

**第二十三条** 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（決壊の通報）

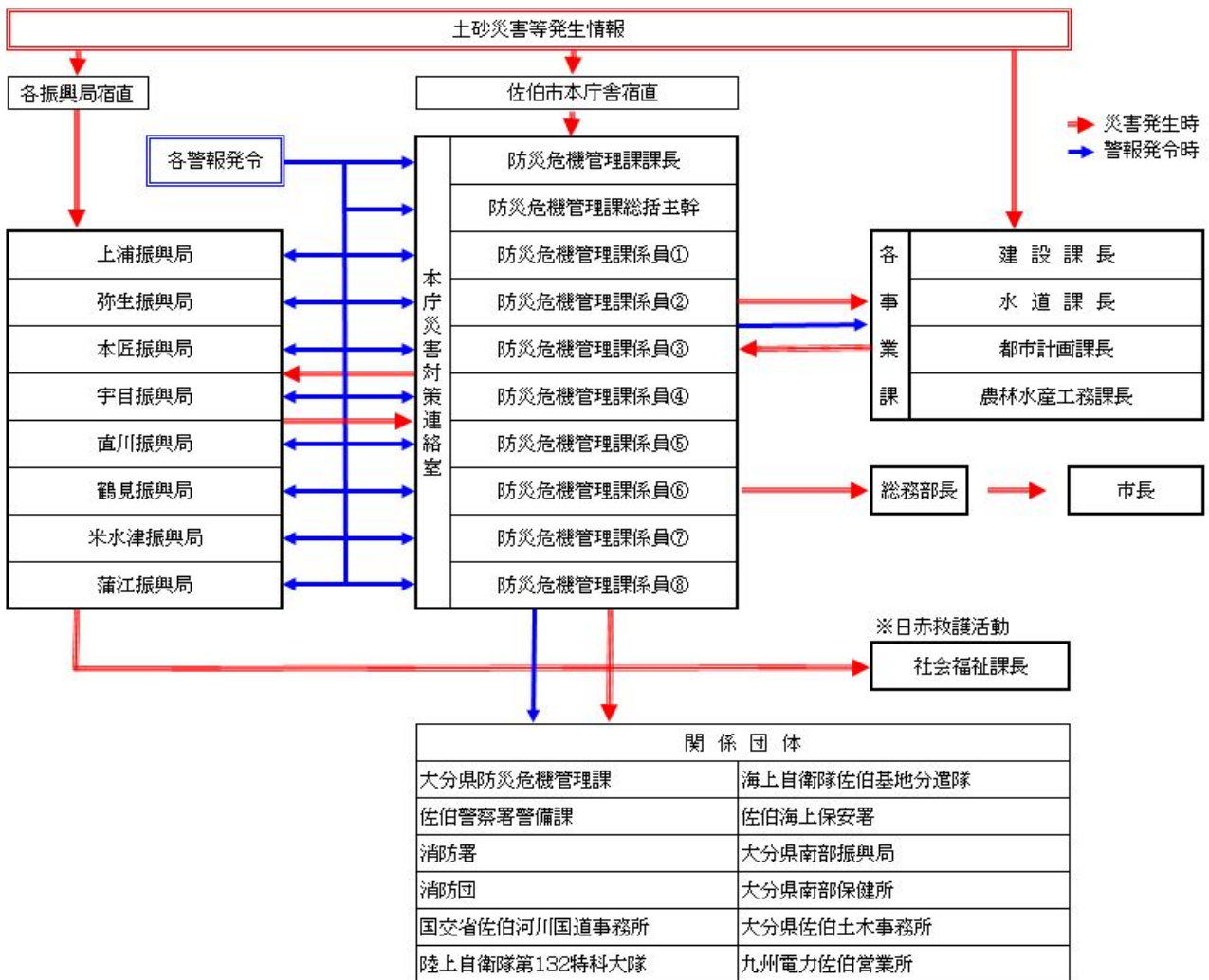
**第二十五条** 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。



(立退きの指示)

**第二十九条** 洪水、津波又は高潮によってはん濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

## 夜間・休日の緊急連絡体制



## 第4章 関係資料

第4章第1項により「県知事が水防警報を行う指定河川海岸」は次のとおりとする。

《大分県水防計画から引用》

番号	河川名	延長	位置
A-1	堅田川	両岸 9,500m	佐伯市大字青山山口川合流点から佐伯市大字長良大越川合流点まで
A-2	山口川	両岸 1,600m	堅田川合流点から山口地区まで
A-3	床木川	両岸 4,700m	佐伯市弥生大字床木から大字大坂本の井崎川合流点まで
A-4	久留須川	両岸 9,000m	佐伯市直川大字仁田原から大字上直見の間庭橋まで
A-5	門前川	両岸 2,700m	佐伯市大字上岡市道橋角木橋から鶴岡町2丁目国道橋聖橋まで
A-6	市園川	左岸 1,100m 右岸 1,700m	佐伯市宇目大字千束字柿木 3018-2 地先から字淵上 2717-4 地先まで 佐伯市宇目大字千束字ワビノ 3144-1 地先から字向前田 654-4 地先まで
A-7	炭崎川	両岸 300m	佐伯市弥生大字門田

第4章第1項第1号イに示す「重要水防区域」は次のとおりとする。

番号	河川名	延長	位置
B-1	佐伯湾	250m	佐伯市大字葛
B-2	山口川	左岸 400m	佐伯市大字青山堅田川合流点から佐伯市大字青山口地区まで
B-3	久留須川	左岸 600m 右岸 500m	佐伯市直川大字仁田原 312 から同 235 まで
B-4	門前川	両岸 200m	佐伯市大字鶴望（脇地区）
B-5	市園川	左岸 1,300m 右岸 2,000m	佐伯市宇目大字千束 3018-2 地先から大字塩見園 30 地先
B-6	炭崎川	両岸 300m	佐伯市弥生大字門田

第4章第1項第1号ウに示す「水防区域」は次のとおりとする。

番 号	河 川 名	延 長	位 置
C-1	河内川	両岸 200m	佐伯市大字戸穴字河内
C-2	稲垣川	両岸 500m	佐伯市大字稲垣字稲垣
C-3	池田川	両岸 1,100m	佐伯市大字池田下久部水門から上久部公民館まで
C-4	最勝海海岸	800m	佐伯市上浦大字最勝海浦 3549-1 から 3463-2 まで
C-5	小網代海岸	300m	佐伯市上浦大字最勝海浦 4928-3 から 4925-1 まで
C-6	提内川	両岸 450m	佐伯市弥生大字提内
C-7	広瀬川	両岸 150m	佐伯市弥生大字大坂本
C-8	番匠川	右岸 100m	佐伯市本匠大字堂ノ間字虫月
C-9	番匠川	左岸 150m	佐伯市本匠大字因尾
C-10	番匠川	右岸 400m	佐伯市本匠大字井ノ上
C-11	番匠川	右岸 150m	佐伯市本匠大字小半
C-12	波寄津川	左岸 100m	佐伯市本匠大字宇津々
C-13	北 川	両岸 1,100m	佐伯市宇目大字小野市 498-2 地先から同 834-4 まで
C-14	塩見川	両岸 500m	佐伯市宇目大字塩見園 2897 地先から大字塩見園地先まで
C-15	横手川	左岸 450m	佐伯市直川大字横川 1084 から同 1250 まで
C-16	赤木川	右岸 300m	佐伯市直川大字赤木 2068 から 2109 まで
C-17	猿鳴海岸	1,100m	佐伯市鶴見大字中越浦
C-18	芳ヶ浦海岸	300m	佐伯市米水津大字浦代浦字芳ヶ浦
C-19	楠本川	右岸 450m	佐伯市蒲江大字楠本浦
C-20	河内川	両岸 160m	佐伯市蒲江大字蒲江浦
C-21	畑野浦川	右岸 170m	佐伯市蒲江大字畑野浦
C-22	正金川	右岸 150m	佐伯市蒲江大字楠本浦
C-23	芹 川	右岸 250m	佐伯市蒲江大字丸市尾浦
C-24	江 川	両岸 250m	佐伯市蒲江大字丸市尾浦

第4章第1項第1号エに示す「重要浸水区域」は次のとおりとする。

番号	河川名	延長	位置
E-1	稲垣川	両岸 500m	佐伯市大字稲垣
E-2	門前川	両岸 1,000m	佐伯市大字鶴望（脇地区）
E-3	木立川	左岸 650m 右岸 600m	佐伯市大字木立字栈敷
E-4	大越川	左岸 2,500m 右岸 1,000m	佐伯市大字長谷字下城
E-5	戸穴川	左岸 400m	佐伯市大字戸穴
E-6	提内川	左岸 800m 右岸 300m	佐伯市弥生大字江良字石内から大字提内字柴原
E-7	市園川	左岸 170m 右岸 150m	佐伯市宇目大字千束字下千束から字豊藤
E-8	炭崎川	両岸 500m	佐伯市弥生大字門田
E-9	中川	右岸 100m	佐伯市中の島1丁目
E-10	番匠川	右岸 900m	佐伯市上灘区
E-11	番匠川	右岸 1,500m	佐伯市大字池田
E-12	番匠川	右岸 800m	佐伯市大字稲垣
E-13	番匠川	右岸 700m	佐伯市大字長谷
E-14	津志河内川	右岸 600m	佐伯市大字長良
E-15	津志河内川	左岸 500m	佐伯市大字堅田
E-16	堅田川	右岸 1,300m	佐伯市大字堅田
E-17	岡山川	両岸 700m	佐伯市大字木立
E-18	楠本川	左岸 150m	佐伯市蒲江大字楠本浦
E-19	梶屋敷川	両岸 200m	佐伯市蒲江大字畑野浦
E-20	堅田川	右岸 250m	佐伯市大字長良
E-21	番匠川	左岸 600m	佐伯市弥生大字小田
E-22	久留須川	右岸 700m	佐伯市直川大字道越

第4章第1項第2号に示す「国土交通大臣管理河川区間の重要水防箇所(A)」は次のとおりとする。

《防災業務計画書から抜粋》

重要水防箇所一覧表(A)

番匠川水系

番号	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
1	番匠川	佐伯市 灘地先	右岸	1/000 ~ 1/400	540.0	堤防高A、堤防断面A	積土築工
2	番匠川	佐伯市 稲垣地先	右岸	+100 6/000 ~ 6/200	250.0	漏水(A) 漏水の実績があるが対策が未施工 すべりB	積土築工 月の輸工
3	番匠川	佐伯市 稲垣地先	右岸	6/600 ~ 6/800	182.0	漏水(A) 漏水の実績があるが対策が未施工 すべりB	積土築工 月の輸工
4	番匠川	佐伯市 弥生尾岩地先	右岸	+100 10/800 ~ 12/200	1,461.0	漏水(A) 漏水の実績があるが対策が未施工 すべりB	積土築工 月の輸工
5	番匠川	佐伯市 本匠下三股地先	右岸	+234 +15 16/000 ~ 17/000	757.0	堤防高A	積土築工
6	番匠川	佐伯市 本匠下波寄地先	左岸	+152 +120 16/800 ~ 17/200	440.0	堤防高A、堤防断面A	積土築工
7	番匠川	佐伯市 本匠波寄地先	右岸	+16 17/200 ~ 17/800	500.0	堤防高A	積土築工
8	番匠川	佐伯市 本匠荒瀬地先	左岸	+90 +155 17/600 ~ 18/200	627.0	堤防高A、堤防断面A	積土築工
9	番匠川	佐伯市 本匠波寄地先	右岸	+85 +181 18/600 ~ 18/800	301.0	堤防高A	積土築工
10	井崎川	佐伯市 弥生井崎地先	右岸	+100 1/400 ~ 1/800	459.0	漏水(A) 漏水の実績があるが対策が未施工	月の輸工
11	井崎川	佐伯市 弥生蕨野地先	左岸	+24 1/400 ~ 2/000	561.0	堤防高B、堤防断面A	積土築工
12	井崎川	佐伯市 弥生井崎地先	右岸	+100 +100 1/800 ~ 2/600	564.0	堤防高B 漏水(A) 漏水の実績があるが対策が未施工	積土築工 月の輸工
13	井崎川	佐伯市 弥生井崎地先	右岸	+100 +100 2/600 ~ 2/800	138.0	漏水(A) 漏水の実績があるが対策が未施工	月の輸工
14	井崎川	佐伯市 弥生稽古屋地先	右岸	-95 3/400 ~ 3/600	265.0	堤防高A、堤防断面A	積土築工
15	久留須川	佐伯市 本匠深瀬地先	左岸	+190 +95 0/800 ~ 1/000	95.0	堤防高A、堤防断面A	積土築工
16	久留須川	佐伯市 本匠長崎地先	左岸	+88 +163 2/000 ~ 2/600	595.0	堤防高A、漏水B	積土築工 月の輸工
17	久留須川	佐伯市 直川下直見地先	左岸	+120 3/000 ~ 4/200	1,139.0	堤防高A	積土築工
18	久留須川	佐伯市 直川下直見地先	左岸	4/200 ~ 5/000	704.0	堤防高A、堤防断面A	積土築工
19	久留須川	佐伯市 直川粉崎地先	右岸	+15 +113 5/000 ~ 5/600	634.0	堤防高A	積土築工
20	久留須川	佐伯市 直川道越地先	右岸	+150 +100 6/200 ~ 6/400	180.0	堤防高A、漏水B	積土築工 月の輸工
21	久留須川	佐伯市 直川間庭地先	右岸	+80 7/800 ~ 8/600	706.0	堤防高A	積土築工
	計			21	11,098.0		

国土交通大臣管理河川区間の「重要水防箇所 (B)」は次のとおりとする。

重要水防箇所一覧表(B)

番匠川水系

番号	河川名	地先名	左右岸の 区別	位置	延長(m)	備考	水防工法
1	番匠川	佐伯市 灘地先	右岸	+140 1/400 ~ 1/600	420.0	堤防高B	積土依工
2	番匠川	佐伯市 灘地先	右岸	+195 +100 1/600 ~ 2/000	370.0	堤防高B	積土依工
3	番匠川	佐伯市 灘地先	右岸	+100 +100 2/200 ~ 2/400	237.0	堤防高B	積土依工
4	番匠川	佐伯市 新女島地先	左岸	+100 2/400 ~ 2/800	448.0	漏水B	月の輪工
5	番匠川	佐伯市 新女島地先	左岸	+100 +100 2/800 ~ 3/000	183.0	堤防高B、漏水B	積土依工 月の輪工
6	番匠川	佐伯市 新女島地先	左岸	+100 3/000 ~ 3/400	321.0	漏水B	月の輪工
7	番匠川	佐伯市 稲垣地先	右岸	+50 3/800 ~ 5/000	1,228.0	すべりB	シート張り工
8	番匠川	佐伯市 稲垣地先	右岸	+100 5/000 ~ 5/000	104.0	すべりB、漏水B	シート張り工 月の輪工
9	番匠川	佐伯市 稲垣地先	右岸	+100 5/000 ~ 5/400	340.0	すべりB	シート張り工
10	番匠川	佐伯市 鶴岡地先	左岸	+100 +100 5/000 ~ 5/200	227.0	すべりB	シート張り工
11	番匠川	佐伯市 鶴岡地先	左岸	+100 +100 5/200 ~ 5/400	248.0	堤防高B、すべりB	積土依工 シート張り工
12	番匠川	佐伯市 稲垣地先	右岸	5/400 ~ 6/000	578.0	すべりB、漏水B	シート張り工 月の輪工
13	番匠川	佐伯市 鶴岡地先	左岸	+100 +100 5/400 ~ 5/800	401.0	すべりB	シート張り工
14	番匠川	佐伯市 鶴岡地先	左岸	+33 +100 6/000 ~ 6/000	67.0	すべりB	シート張り工
15	番匠川	佐伯市 稲垣地先	右岸	+100 +130 6/200 ~ 6/400	237.0	すべりB	シート張り工
16	番匠川	佐伯市 弥生門田地先	右岸	+50 +80 8/600 ~ 9/800	1,198.0	すべりB	シート張り工
17	番匠川	佐伯市 弥生平井地先	右岸	+80 9/800 ~ 10/800	930.0	すべりB、漏水B	シート張り工 月の輪工
18	番匠川	佐伯市 弥生白山地先	左岸	+100 +49 12/200 ~ 12/400	156.0	堤防高B	積土依工
19	番匠川	佐伯市 弥生尾岩地先	右岸	+100 +100 12/200 ~ 12/400	214.0	堤防高B、すべりB、漏水(B) 漏水の実績が あり応急的な施工を実施している	積土依工、シート 張り工、月の輪工
20	番匠川	佐伯市 弥生尾岩地先	右岸	+100 +100 12/400 ~ 12/600	209.5	堤防高B、すべりB	積土依工 シート張り工
21	番匠川	佐伯市 弥生尾岩地先	右岸	+100 +150 12/600 ~ 12/800	248.5	すべりB	シート張り工
22	番匠川	佐伯市 本匠笠掛地先	左岸	+100 +100 14/800 ~ 16/000	882.0	漏水B	月の輪工
23	番匠川	佐伯市 本匠下三股地先	右岸	+184 16/000 ~ 16/000	184.0	堤防高B	積土依工
24	堅田川	佐伯市 上灘地先	右岸	+110 +70 0/000 ~ 0/200	95.0	堤防高B	積土依工
25	堅田川	佐伯市 長良地先	右岸	+100 +50 0/400 ~ 1/000	524.0	漏水B	月の輪工
26	堅田川	佐伯市 長良地先	右岸	+50 +150 1/000 ~ 1/200	296.0	漏水B	月の輪工
27	堅田川	佐伯市 長良地先	右岸	+150 +50 1/200 ~ 2/400	960.0	漏水B	月の輪工
28	井崎川	佐伯市 弥生蕨野地先	左岸	+100 2/000 ~ 2/600	662.0	堤防高B	積土依工
29	井崎川	佐伯市 弥生植松地先	左岸	+100 +100 3/000 ~ 3/200	167.0	堤防高B	積土依工
30	井崎川	佐伯市 弥生植松地先	左岸	+90 3/400 ~ 3/600	50.0	堤防高B	積土依工
31	久留須川	佐伯市 本匠三股地先	左岸	+43 0/000 ~ 0/600	633.0	堤防高B、すべりB	積土依工 シート張り工
32	久留須川	佐伯市 本匠長崎地先	左岸	+50 +140 1/400 ~ 1/600	348.0	漏水B	月の輪工
33	久留須川	佐伯市 本匠長崎地先	左岸	+140 +88 1/600 ~ 2/000	339.0	堤防高B、漏水B	積土依工 月の輪工
34	久留須川	佐伯市 本匠大良地先	右岸	+176 +197 1/600 ~ 2/000	456.0	堤防高B	積土依工
35	久留須川	佐伯市 直川千又地先	右岸	+120 +100 3/400 ~ 3/600	213.0	堤防高B	積土依工
36	久留須川	佐伯市 直川千又地先	右岸	+100 +100 3/600 ~ 3/800	203.0	堤防高B、漏水B	積土依工 月の輪工
37	久留須川	佐伯市 直川千又地先	右岸	+100 +105 3/800 ~ 4/200	400.0	漏水B	月の輪工
38	久留須川	佐伯市 直川上の口地先	右岸	+105 +190 4/200 ~ 4/600	510.0	堤防高B、漏水B	積土依工 月の輪工
39	久留須川	佐伯市 直川下直見地先	左岸	+35 5/000 ~ 5/200	238.0	堤防高B	積土依工
40	久留須川	佐伯市 直川新洞地先	左岸	+100 +146 5/600 ~ 6/600	964.0	堤防高B	積土依工
41	久留須川	佐伯市 直川靱崎地先	右岸	+113 +33 5/600 ~ 5/800	128.0	堤防高B	積土依工
42	久留須川	佐伯市 直川下直見地先	右岸	+100 +160 6/400 ~ 7/600	1,108.0	堤防高B、漏水B	積土依工 月の輪工
43	久留須川	佐伯市 直川水口地先	左岸	+50 +10 7/200 ~ 7/400	202.0	漏水B	月の輪工
44	久留須川	佐伯市 直川水口地先	左岸	+10 +43 7/400 ~ 7/800	436.0	堤防高B、漏水B	積土依工 月の輪工
45	久留須川	佐伯市 直川水口地先	左岸	+43 +65 7/800 ~ 8/000	85.0	堤防高B	積土依工
46	久留須川	佐伯市 直川沖ノ津留地先	左岸	+100 8/200 ~ 8/600	367.0	堤防高B	積土依工
	計			46	18,815.0		

国土交通大臣管理河川区間の「重要水防箇所（要注意）」は次のとおりとする。

### 重要水防箇所一覧表(要注意)

番匠川水系

番号	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
1	番匠川	佐伯市 灘地先	右岸	+140 1/400 ~ 1/600	420.0	新堤防(H25.3灘地区Ⅰ工区一部区間完成)	
2	番匠川	佐伯市 上岡地先	左岸	+100 6/800 ~ 6/800	100.0	旧川跡	
3	堅田川	佐伯市 長良地先	右岸	+50 +150 1/000 ~ 1/200	296.0	旧川跡	
4	井崎川	佐伯市 弥生井崎地先	右岸	+90 +10 1/000 ~ 1/200	111.0	旧川跡	
	計			4	927.0		

国土交通大臣管理河川区間の「重要水防箇所（重点区間）」は次のとおりとする。

### 重要水防箇所一覧表(重点区間)

番匠川水系

番号	河川名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	水防工法
1	番匠川	佐伯市 灘地先	右岸	+140 1/000 ~ 1/600	960.0	無堤地区(堤防高A、B、堤防断面A)	積土俵工
2	番匠川	佐伯市 本匠下波寄地先	左岸	+152 +120 16/800 ~ 17/200	440.0	無堤地区(堤防高A、堤防断面A)	積土俵工
3	井崎川	佐伯市 弥生稽古屋地先	右岸	+100 3/200 ~ 3/600	265.0	無堤地区(堤防高B、堤防断面A)	積土俵工
	計			3	1,665.0		

## 第5章 関係資料

第3章 「水防体制」に記載する関係法令は次によるものとする。

### 水 防 法 (昭和二十四年六月四日法律第九十三号)

— 最終改正：平成二六年十一月一九日法律第一〇九号—

(都道府県知事が行う洪水予報)

**第十一条** 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

**2** 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

第5章 6項にある「災害時の放送要請」については、次の様式による記載例のとおりとする。

(様式1 市町村・県使用様式)

記載例

至 急

放送要請 (佐伯市 第〇号) 全〇枚のうち〇枚目				
送付日時:平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時〇〇分				
担当者職氏名:〇〇係長〇〇 〇〇 電話番号:〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇				
<要請内容>				
避難勧告又は 避難指示の区別	発令時刻	(ふりがな要) 対象地区名	世帯数・人数	(ふりがな要) 避難先
避難勧告	午前10時30分	〇〇地区	20世帯40名	〇〇公民館
避難勧告	午前10時30分	〇〇地区	10世帯15名	〇〇体育館
避難指示	午前10時30分	〇〇地区	5世帯10名	〇〇センター
〇避難が必要な理由				
<input checked="" type="checkbox"/> 河川氾濫( 〇〇川)の恐れがあるため *ふりがな要 <input checked="" type="checkbox"/> 内水氾濫( 〇〇川)の恐れがあるため *ふりがな要 <input type="checkbox"/> 土砂災害発生への恐れがあるため <input type="checkbox"/> 津波により被害が発生する恐れがあるため <input type="checkbox"/> その他:( )				
<特記事項>				
・大雨は今後も降り続き、〇〇川の水位はさらに上昇する見込みで氾濫の危険性が高まっている。 ・浸水により〇〇道は通行できない。 ・十分な時間がない方や避難先に行けない方は、最寄りの安全な建物や高台に避難してください。 *避難勧告・避難指示以外の放送要請はこの特記事項欄に記載する。				



至 急

**請 要 送 放**  
**(佐伯市 第 号)**  
**全 枚のうち 枚目**

送付日時:

担当者職氏名:

電話番号:

<要請内容>

避難勧告又は 避難指示の区別	発令時刻	(ふりがな要) 対象地区名	世帯数・人数	(ふりがな要) 避難先

○避難が必要な理由

- 河川氾濫(                    川)の恐れがあるため \*ふりがな要
- 内水氾濫(                    川)の恐れがあるため \*ふりがな要
- 土砂災害発生の恐れがあるため
- 津波により被害が発生する恐れがあるため
- その他:(                    )

<特記事項>

## 第6章 関係資料

第6章 第2項にある一般電話の非常取扱いについては次のとおりとする。

平成27年度 佐伯市本庁直通電話(ダイヤルイン)番号

平成27年4月1日現在

	課	係	電話番号	内線番号
総務部	総務課	総務係	22-3663	534
		法制係	22-4554	535
		歳入係	22-4154	538
	公聴広聴課	市民の意係	22-3399	297
		広聴係	22-3281	299
	防災危機管理課	管理係	22-4578	543
	情報推進課	情報化推進係	22-4543	446
		ケーブルテレビ係	22-3645	442
社会保障・税番号制度準備室			22-4215	532
総合政策部	秘書政策課	秘書係	22-3746	583
		政策推進係	22-4104	586
	財政課	財政係	22-4592	512
	管財課	財源活用係	22-4684	516
		財源管理係	22-4595	518
	契約管理課	工事検査係	22-4236	522
庶務係		22-3487	525	
地域振興部	地域振興課	地域振興係	22-3486	214
		食育推進・男女共同参画係	22-4529	215
	まちづくり推進課	まちづくり推進係	22-4203	226
		大手前開発係	22-4623	223
	商工振興課	商工係	22-3943	246
		企業誘致係	22-4597	243
観光課	観光係	22-3942	234	
	管理係	22-3358	236	
市民生活部	市民課	市民係	22-3818	186
	環境対策課	環境企画係	22-3995	399
		環境保全係	22-3956	397
	課税課	市民税係	22-3115	148
		固定資産税係	22-3174	158
	収納課	税制係	22-4504	133
収納係		22-3182	136	
福祉保健部	社会福祉課	生活支援係	22-3973	254
		人権・社会係	22-3971	258
		指導監査係	22-4150	260
	障がい福祉課	障がい福祉係	22-4514	263
	こども福祉課	こども福祉係	22-3972	276
		家庭児童相談係	22-3976	283
	高齢者福祉課	地域包括ケア係	23-6800	272
		介護保険係	22-3117	163
	保険年金課	国民健康保険係	22-3199	172
		国民年金係	22-3187	183
レセプト点検室		22-4527	368	

	課	係	電話番号	内線番号
建設部	建設総務課	企画調整・東九州	22-4016	492
		庶務係	22-3521	496
	建設課	道路改良係	22-3538	454
		道路維持係	22-3179	459
		河川砂防係	22-3532	456
	用地・管理課	用地係	22-3275	439
		管理係	22-4672	435
		国土調査係	22-3265	432
	都市計画課	計画・区画整理係	22-3114	415
		街路・公園係	22-3269	412
		土地開発係	22-3268	418
	建築住宅課	施設整備係	22-3551	484
		建築審査係	22-4223	489
		建築指導係	22-3574	487
住宅係		22-3550	482	
農林水産部	農林水産総務課	企画管理係	22-4229	353
	農林課	農業再生協議会	22-0280	382
		水田・畜産係	22-4659	384
		園芸振興係	22-3239	386
		林務係	22-4214	389
	水産課	水産振興係	22-3226	363
	農林水産工務課	農業工務係	22-3251	375
		林業工務係	22-3230	378
		水産工務係	22-4213	372
	農業委員会事務局	庶務係	22-4023	392
上下水道部	営繕課	料金係	22-3119	327
		庶務係	22-4143	322
		上水道工務係	22-4149	338
	水道課	簡易水道工務係	22-4179	336
		水道維持管理係	22-4620	334
		下水道工務係	22-3120	318
	下水道課	下水道業務係	22-4205	315
		下水道維持管理係	22-4618	311
議会事務局	会計課	会計係	22-3576	125
	議会事務局	庶務係	22-3643	615
		議事調査係	22-4598	612
		監査事務局	22-3499	563
		消費生活相談窓口	22-3221	294
		選挙事務局	22-3623	293

【佐伯教育市民ホールまな美】

	課	係	電話番号	備考
教育委員会	体育保健課	学校給食係	22-4134	
		スポーツ振興係	22-4062	
	社会教育課	文化振興係	22-4234	
		生涯学習推進係	22-4209 22-3245	
	教育総務課	総務企画係	22-4070	
		学校施設管理係	22-3118	
		学校統合格	22-4218 22-4070	
	学校教育課	学事係	22-4064	
		学校指導係	22-3154 22-4670	
		佐伯市総合教育センター	22-4200	

和楽

課名	係名	直通ダイヤル	
高齢者福祉課	和楽代表(施設管理)	23-5115	
	高齢者福祉係	23-6800	
	介護認定係		22-3292
			22-3197
	地域包括支援センター	23-1632	
健康増進課	保健係	23-4500	
	健診係	23-7022	
指定管理	悠久園(短期入所施設)	23-3054	
	中川園(通所介護)	23-3064	
	水明園(認知症対応型通所介護)	23-3074	
	宝島(子どもデイサービス)	24-2880	

## 振興局直通電話番号一覧表

平成25年5月1日現在

上浦・・・代表	32-3111	
弥生・・・代表	46-1111	
本匠・・・代表	56-5111	
宇目・・・代表	52-1111	
	25-4111	地域振興・教育課
	25-4112	市民サービス課
直川・・・代表	58-2111	
	58-2116	佐伯市営住宅管理センター（直川出張所）
	58-2118	西部上下水道分室
鶴見・・・代表	33-1111	
	33-1155	佐伯市営住宅管理センター（鶴見出張所）
米水津・・・代表	35-6111	
蒲江・・・代表	42-1111	市民サービス課
	42-1114	市民サービス課（住基・福祉関係）
	42-1115	市民サービス課（税務・国保関係）
	42-1112	地域振興・教育課
	42-1116	南部上下水道分室
	42-1117	南部上下水道分室
	42-1122	佐伯市営住宅管理センター（蒲江出張所）

第6章 第5項にある「ダム放流警報設備の利用要求書」の記載については、次の様式による記載例のとおりとする。

様式－1

ダム放流警報設備の利用要求書



大分県佐伯土木事務所長 殿  
(〇〇ダム管理事務所宛)

〇〇ダム放流警報設備を利用したく、「〇〇ダム放流警報設備を利用した災害の伝達に関する協定書」（平成19年3月30日付）に基づき、「〇〇ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達に関する実施要領」（同年年月日付）に従って、下記のとおり放送設備の利用を要求する。

<b>要求番号</b>					
平成〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇時〇〇分 第〇号					
<b>要求者</b>					
佐伯市長 要求書作成担当者、連絡先 基幹部署名：佐伯市 防災課 防災係 担当者氏名：佐伯太郎 電話番号：〇〇-〇〇〇〇					
<b>利用する警報設備</b> (□に「✓」を記入)					
<input type="checkbox"/> 黒沢ダム <input type="checkbox"/> 船形 <input type="checkbox"/> 小平山 <input type="checkbox"/> 棚野橋 <input checked="" type="checkbox"/> 青山 <input type="checkbox"/> 石打 <input type="checkbox"/> 堅田橋 <input type="checkbox"/> 川原 放送回数 <u>  10  </u> 回					
<b>放送設備を利用して伝達する情報の内容</b>					
<p>こちらは、佐伯市災害対策本部です。ただ今〇時〇分に〇〇地区に対して「避難勧告を」発令しました。近所の方にも声をかけて直ちに〇〇公民館へ避難して下さい。なお、道路浸水により〇〇道は通行ができません。</p>					
<b>警報設備を利用した情報伝達を開始する時間</b>					
平成〇〇年 〇〇月 〇〇日 〇時〇〇分					
<b>放送受信の確認</b>					
送信機関	送信者	送信時刻	受信機関	受信者	受信時間

黒沢ダム放流警報設備の利用要求書

大分県佐伯土木事務所長 殿  
 (黒沢ダム管理事務所宛)

黒沢ダム放流警報設備を利用したく、「黒沢ダム放流警報設備を利用した災害の伝達に関する協定書」(平成19年3月30日付)に基づき、「黒沢ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達に関する実施要領」(同年年月日付)に従って、下記のとおり放送設備の利用を要求する。

<b>要求番号</b>					
平成 年 月 日 時 分 第 号					
<b>要求者</b>					
佐伯市長 要求書作成担当者、連絡先 基幹部署名： 担当者氏名： 電話番号：					
<b>利用する警報設備</b> (□に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を記入)					
<input type="checkbox"/> 黒沢ダム <input type="checkbox"/> 船形 <input type="checkbox"/> 小平山 <input type="checkbox"/> 棚野橋 <input type="checkbox"/> 青山 <input type="checkbox"/> 石打 <input type="checkbox"/> 堅田橋 <input type="checkbox"/> 川原 放送回数 _____ 回					
<b>放送設備を利用して伝達する情報の内容</b>					
<b>警報設備を利用した情報伝達を開始する時間</b>					
平成 年 月 日 時 分					
<b>放送受信の確認</b>					
送信機関	送信者	送信時刻	受信機関	受信者	受信時間

床木ダム放流警報設備の利用要求書

大分県佐伯土木事務所長 殿  
 (床木ダム管理事務所宛)

床木ダム放流警報設備を利用したく、「床木ダム放流警報設備を利用した災害の伝達に関する協定書」(平成19年3月30日付)に基づき、「床木ダム放流警報設備を利用した災害情報等の伝達に関する実施要領」(同年年月日付)に従って、下記のとおり放送設備の利用を要求する。

<b>要求番号</b>					
平成 年 月 日 時 分 第 号					
<b>要求者</b>					
佐伯市長 要求書作成担当者、連絡先 基幹部署名 : 担当者氏名 : 電話番号 :					
<b>利用する警報設備</b> (□に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を記入)					
<input type="checkbox"/> 床木ダム <input type="checkbox"/> 水無 <input type="checkbox"/> 荒内 <input type="checkbox"/> 岡田 <input type="checkbox"/> 植松 放送回数 _____ 回					
<b>放送設備を利用して伝達する情報の内容</b>					
<b>警報設備を利用した情報伝達を開始する時間</b>					
平成 年 月 日 時 分					
<b>放送受信の確認</b>					
送信機関	送信者	送信時刻	受信機関	受信者	受信時間



## 第7章 関係資料



# 第8章 関係資料

## 水防用備蓄資材の状況

水防倉庫名	位置	空 積	麻 袋	吹 (カマス)	木材等			瓦 (むしろ)	鉄 線	縄	ロ ッ プ	ス コ ッ プ	木 綿	鉄 (くわ)	ツ ル ハ シ	鋸 (のこぎり)	斧 (おの)	鎌 (かま)	ハン マ ー	照 明 具	ベ ン チ	管 理 者	鍵 保 管 者	資材充用 の 区 域	
					杭	板	その他																		
本庁舎倉庫	中村南町1番1号	2,200									0	0			0	0	0	2	0	0	0	佐伯市長	佐伯市	市内全域	
東町倉庫	東町12147番地12	4,400				250						43	4						4			佐伯市長	佐伯市	市内全域	
堅田倉庫	大字長良539番地	1,600				150		600		650	27				3				3	3		佐伯市長	佐伯市	市内全域	
上浦振興局倉庫	上浦大字津井浦1400番地3	600	0							100	7			2	2	5			3	2	2	5	佐伯市長	佐伯市	市内全域
弥生振興局倉庫	弥生大字小倉556番地1	1,200						1		1	3			1	3	1	5	2			1	佐伯市長	佐伯市	市内全域	
本匠振興局倉庫	本匠大字波寄2685番地	800			4			2		30	16	2	1	3	9	5	5	6	5	2		佐伯市長	佐伯市	市内全域	
本匠振興局因尾出張所	本所大座堂ノ間1061番地	200									5									2		佐伯市長	佐伯市	市内全域	
宇目振興局倉庫	宇目大字千束1060番地1	500						0		2	10		2	1	2	2	2	5	6	2		佐伯市長	佐伯市	市内全域	
直川振興局倉庫	直川大字赤木105番地	700									12			1		1						佐伯市長	佐伯市	市内全域	
鶴見振興局倉庫	鶴見大字地松浦2008番地6	1,200								2	10	2	7		3			4				佐伯市長	佐伯市	市内全域	
米水津振興局倉庫	米水津大字浦代浦1239番地2	700	0							100	3					4				1		佐伯市長	佐伯市	市内全域	
蒲江振興局倉庫	蒲江大字蒲江浦3283番地	400								200m	6		1	1	1			1				佐伯市長	佐伯市	市内全域	
南部建設倉庫	蒲江大字蒲江浦4491番地72	10			1			0	1		8		4	1					1			佐伯市長	佐伯市	市内全域	
西上浦地区公民館	佐伯市弥生1537番地3	33	0		15						20	20	1						2	4		佐伯市長	佐伯市西上浦分団長	西上浦地区	
八幡地区公民館	佐伯市大字戸穴331番地	500	10		40	5		1		0	50	15		1								佐伯市長	佐伯市八幡分団長	八幡地区	
上堅田地区公民館	佐伯市大字長谷9682番地11	400									10											佐伯市長	佐伯市上堅田分団長	上堅田地区	
木立地区公民館	佐伯市大字木立890番地	100									11			1	2	1		1				佐伯市長	佐伯市木立分団長	木立地区	
青山地区公民館	佐伯市大字青山5463番地1	0		0							0							0				佐伯市長	佐伯市青山分団長	青山地区	
大入島公民館	佐伯市大字久保浦1052番地	50									3											佐伯市長	大入島分団長	大入島地区	
鶴岡地区公民館	大字鶴岡2525番地12	500									12											佐伯市長	鶴岡分団長	大入島地区	
佐伯地区公民館	中の島2丁目20番26号																		0	0		佐伯市長	佐伯市城南分団長	大入島地区	
渡町台地区公民館	野岡町2丁目12番14号	10			1																1	佐伯市長	佐伯市城北分団長	渡町台地区	
上浦地区公民館	上浦大字淡海井浦144番地5		5					5	5	10			18	2	3							佐伯市長	佐伯市	上浦地区	
本匠地区公民館	本匠大字津々2001番地										2		8	4	1			1	2	2	2	佐伯市長	佐伯市	本匠地区	
宇目地区公民館	宇目大字千束1060番地1																					佐伯市長	佐伯市	宇目地区	
直川地区公民館	直川大字赤木74番地1										10	10				5	0	5	1		2	佐伯市長	佐伯市	直川地区	
米水津地区公民館	米水津大字浦代浦1239番地2				0						20			1	1			2	1		1	佐伯市長	佐伯市	米水津地区	
佐伯土木事務所	佐伯市長島町	小300大40			0	0		1巻(100m)			30	30		4	4	5		20	4	0	3	佐伯土木事務所長	総務課長	管内全域	
国土交通省佐伯出張所	佐伯市城南										5	8	6	4	3	1	8	3				佐伯出張所	佐伯出張所	佐伯地区	
国土交通省佐伯維持出張所	佐伯市弥生町井崎		86								5			1	2			大4小8	1			佐伯出張所	佐伯出張所	佐伯地区	
国土交通省鶴岡倉庫	佐伯市鶴岡町	大型902,400		3防水マット	10						2	22	8	2	4	5	4	4	8		1	佐伯出張所	佐伯出張所	佐伯地区	
国土交通省弥生水防倉庫	佐伯市弥生水防倉庫	大型904,000																				佐伯出張所	佐伯出張所	弥生地区	
国土交通省三股水防倉庫	佐伯市本匠三股	大型604,000																				佐伯出張所	佐伯出張所	本匠地区	

水防活動状況報告書

(作成責任者)

印

管理団体名								指定非指定の別			
水防実施時の台風又は豪雨名				報告年月日				平成	年 月 日		
水防実施箇所								所 要 経 費	人件費	手 当	円
									その他	円	
日 時	自 月 日 至 月 日								計	円	
出 動 人 員	水防団	消防団員	その他	計					物 件 費	資 材 費	円
					器 具 費	円					
作業の概況及び工法	工法 々所 m							燃 料 費		円	
								雑 費		円	
								計		円	
水防の効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	合 計		円	
	m	ha	ha	戸	m	m	人	かます・たわら・あるみくろ 吠・俵・麻袋		俵	
効 果								むしろ 筵	枚		
								繩	kg		
被 害								丸 太	本		
								その他			
他の団体からの応援の状況、居住者出勤状況警察の援助状況								立退きの状況及びそれを指示した理由・水防功労者の氏名・年齢・所属その功績概要、堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時、その場所及び損傷状況			
現場指導官公吏氏名								水防活動に関する自己判断			

## 水 防 法 (昭和二十四年六月四日法律第九十三号)

— 最終改正：平成二六年十一月一九日法律第一〇九号—

(公用負担)

**第二十八条** 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

**第二十九条** 洪水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(水防訓練)

**第三十二条の二** 指定管理団体は、毎年水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

# 公用負担権限証明書

公 用 負 担 命 令 権 限 書

消防団  
分団長

上記の者に 地区における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。

年 月 日

水防管理者 西 嶋 泰 義 印

# 公用負担命令票

第 号

公 用 負 担 命 令 書

目的物種類

使用

収用

処分

負担の内容

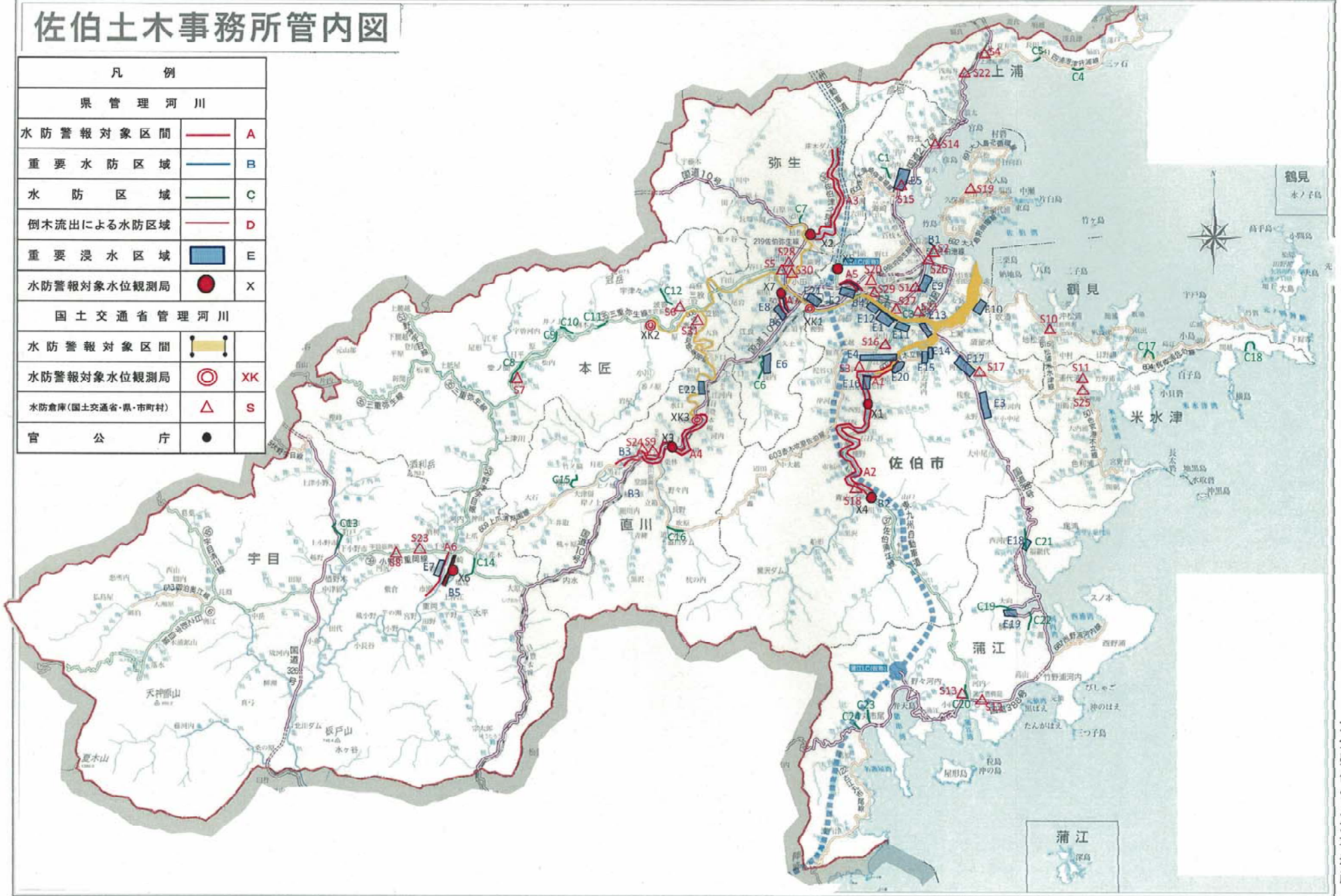
年 月 日

水防管理者 西 嶋 泰 義 印

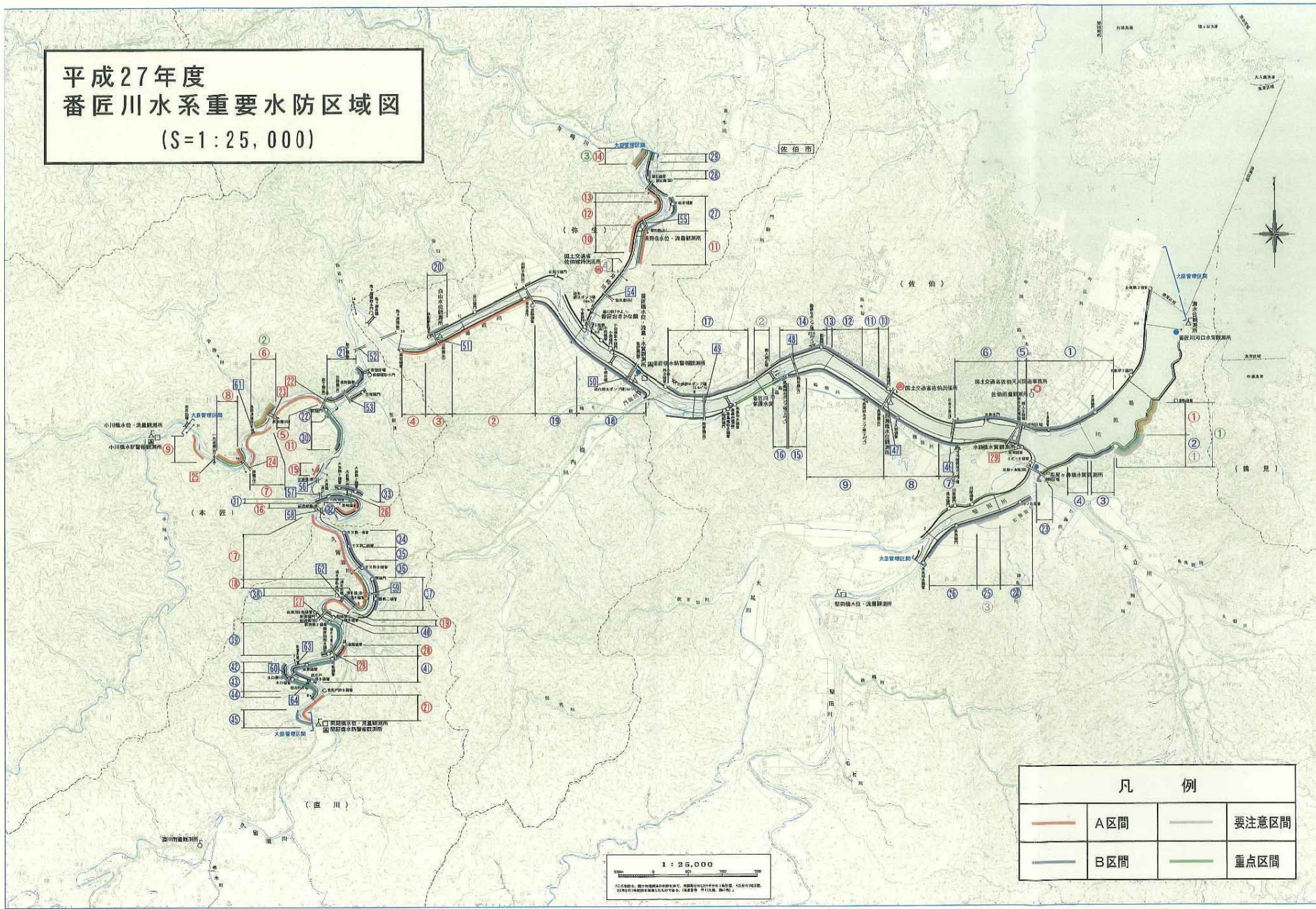
殿

# 佐伯土木事務所管内図

凡 例		
県 管 理 河 川		
水防警報対象区間		A
重要水防区域		B
水防区域		C
倒木流出による水防区域		D
重要浸水区域		E
水防警報対象水位観測局		X
国 土 交 通 省 管 理 河 川		
水防警報対象区間		
水防警報対象水位観測局		XK
水防倉庫(国土交通省・県・市町村)		S
官 公 庁		



平成27年度  
 番匠川水系重要水防区域図  
 (S=1:25,000)



凡 例			
	A区間		要注意区間
	B区間		重点区間

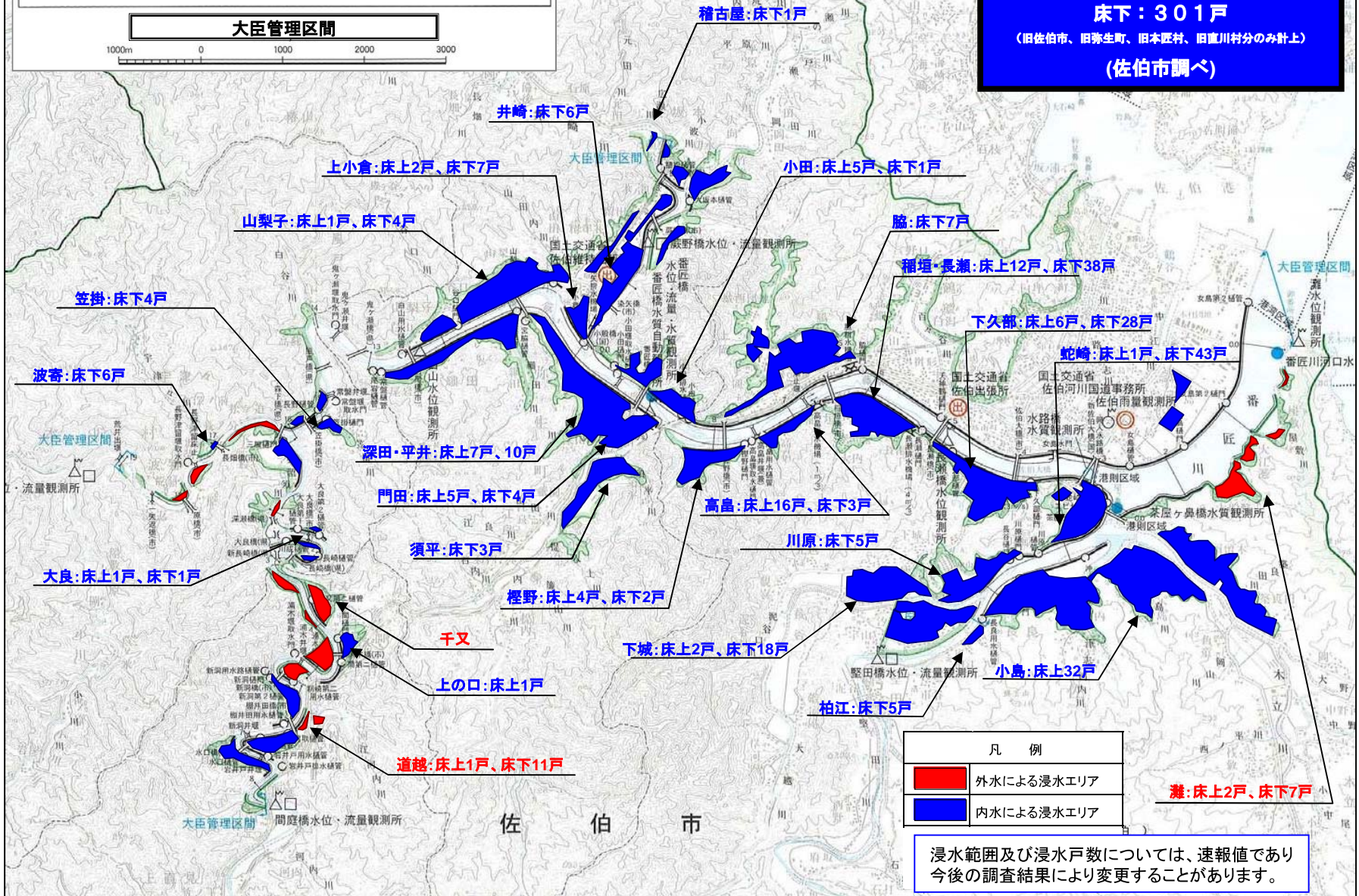
1:25,000  
 0 500 1000 1500 2000  
 1:25,000  
 1:25,000  
 1:25,000

ばん じょう がわ りゅう い き ず  
**番匠川流域図**



**台風14号(平成17年9月6日)**  
**浸水被害状況**

**合 計**  
 床上：103戸  
 床下：301戸  
 (旧佐伯市、旧弥生町、旧本匠村、旧直川村分のみ計上)  
**(佐伯市調べ)**



凡 例

<span style="color: red;">■</span>	外水による浸水エリア
<span style="color: blue;">■</span>	内水による浸水エリア

浸水範囲及び浸水戸数については、速報値であり今後の調査結果により変更することがあります。



# 佐伯市水防倉庫位置図



凡例	
●	振興局倉庫
○	水防等倉庫
◎	地区公民館倉庫

凡例	
—	国界
—	市郡界
—	町村界
—	鉄道
—	国道
—	主要地方道
—	一般道
—	高速道路
—	交通不能箇所
○	市役所
○	支所・振興局
△	三角点
・	標高
—	河川
—	ダム
—	発電所
—	農道等

この地図は、建設省国土院院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地形図を複製したものである。  
 (承認番号 平 12九農、第405号)